

海外経済要録

米州諸国

◇米国、国庫債務限度額の引上げ等

米国では3月17日、国庫債務限度額の引上げおよび長期国債の金利規制緩和に関する法律が発効した。その内容は次のとおり。

(1) 国庫債務限度額を350億ドル引き上げ、4,300億ドルとする。

(2) 長期国債(Treasury bond、期間7年超)の表面金利は第2自由公債法(1917年制定)によって最高4.25%に抑えられているが、100億ドルを限度としてこれにかかわりなく長期国債を発行する権限を財務省に与える。

このうち、(1)は国庫債務額が限度に接近(3,950億ドルの限度額に対し、2月末3,923億ドル)しているため採られた措置である。(2)は上記の金利規制のために市場金利の上昇した65年以降、長期国債の新規発行が不可能となり、このため政府はかねて金利規制全廃を要請していたが、議会内にこれに反対の意見も強く、結局その妥協案として成立したものである。

◇米国、減価償却ガイドライン緩和措置の適用範囲を拡大

財務省は3月12日、さきに製造業、鉱業、運輸業に認めた減価償却に関する税法上の優遇措置(1月11日発表、2月号「要録」参照)を公益事業(電気、ガス、電話、水道等)に対しても適用し、前措置と同様1月1日にそ及して実施すると発表した。

同省では、今次措置による72会計年度の減税効果は約3億ドル、前回と合わせ約30億ドルの減税になると説明している。

◇米国、建設業界の賃上げ抑制に関する大統領命令を発動

1. ニクソン大統領は3月29日、賃金・物価抑制策の一環として、建設業界に対する監視機構を設け、年間の賃金上昇率を61~68年平均(約6%、70年中約16%)並み^(注)に抑えることを主たる内容とする大統領命令(Executive order)を発した。同時にその見返りとして、2月23日以降適用を停止していた Davis-Bacon Act(政府関係工事発注に際し、当該地区労働者が一般に得ている最低賃金支払を保証)の適用を復活すると発表した。

(注) 既定的なものでなく、生計費上昇分、生産性上昇分、その他の要因を加味することとなっている。

2. 上記監視機構の運営方法次のとおり。

(1) 建設関係各職種(18種前後)ごとに労使代表による調停委員会(Craft Dispute Boards)を設けて労使交渉の内容を審査する。

(2) 各委員会は賃上げが過度にわたると認めた場合、これを新設の建設業安定委員会(Construction Industry Stabilization Committee、労使および公益代表各4名、計12名で構成)に通告、同委員会は15日以内にこれが前記基準に合致するかいなか認定する。

(3) 同委員会が賃上げ幅が明らかにインフレ的と認めた場合、政府は①その事実を公表するとともに、②政府関係機関による工事発注停止、③ Davis-Bacon Actの適用停止等の制裁措置を課す。

3. なお、今回の大統領命令は昨年8月大統領に付与された賃金・物価凍結権限(国防生産法の期限延長法付帯条項、期限3月末)に基づくもの。政府はこの権限の2年延長を提案し、議会は暫定的に2か月の延長を議決したうえで、現在これを審議中。

欧洲諸国

◇E E C、ポンド残高問題の取扱いを検討

フランス政府は3月18日、E E C 5か国に対して覚書を手交し、英国のE E C加盟に伴う通貨金融問題に関するフランスの立場を明らかにするとともに、3月30日のE E C閣僚理事会で本問題を討議することを要請した。これを受けて閣僚理事会は、本覚書の取扱いを検討し、今後引き続き本件の討議を行なっていくこととし、各国代表に対して5月10日までに本問題に関する報告を提出するよう求めた。

本覚書の内容は大略次のとおりであったと伝えられる。

(1) ポンドの準備通貨としての役割は、E E Cの運営と相入れないので、ポンド残高を加盟実現後漸減させることが必要である。

(2) ポンド残高の変動に伴い英國の国際収支に問題を生じた場合、ローマ条約のセーフガード条項ないし域内信用供与機構を発動することの可否を検討する必要がある。

(3) 上記(1)、(2)の問題が解決されれば、フランスは英國のE E C加盟と同時にバーゼル協定——本年9月の期限に更新された場合——に参加する用意がある。

(4) 英国はE E C加盟と同時に、豪州、ニュージーランド

ドなどに対して与えている差別的な資本移動の優遇措置を廢止すべきである。

フランスが上記の覚書を手交した意図についてシャーマン外相は、「英國のEEC加盟にあたって、ポンド残高が基本的問題であることについては以前からEEC内部でも異論がなかった。フランスの今回の提案は問題を現実の討議に移すことをねらったものにすぎず、英國加盟に拒否権を発動しようとするものではない」と説明している。

◇英國、蔵相の予算演説

英國のバーバー蔵相は、3月30日、下院本会議の予算演説で1971年度(1971年4月～72年3月)予算案を発表するとともに、租税制度改革案、銀行貸出規制・為替管理の緩和措置を明らかにした。

(1) 予算案の内容

イ. 概要

次予算案は、前年度をはるかに上回る大幅減税(初年度546百万ポンド、70年度当初予算減税額同179百万ポンド)を含みながら、歳出規模の伸びを前年度以下に抑え、統合基金予算収支じりでは2,316百万ポンドと前年度に引き続き大幅黒字を計上、緊縮予算の基調は保ちつつもゆるやかな景気刺激効果を発揮するよう配慮されている点が特徴である。

ロ. 主要租税措置

- (イ) 法人税率の引下げ(42.5→40.0%、1970年4月1日以降の事業年度の法人所得から適用)。
- (ロ) 選択的雇用税率の引下げ(1週当たり成人男子被用者1人当り2.4→1.2ポンド、成人女子および少年同1.2→0.6ポンド、少女同0.8→0.4ポンド、本年7月5日以降実施)。
- (ハ) 所得税関係 ①子女扶養控除の引上げ(一律40ポンド)、②高額勤労所得層に対する勤労控除の引上げ(年額4,005～9,945ポンドの所得層、11.1→15.0%、同9,945ポンド超 0→15.0%)、などを本年度から実施、さらに明年度以降、③配偶者所得の合算課税に選択制を導入、④未成年者の利子配当所得と扶養者所得との合算課税廃止、などを実施の予定。
- (カ) 相続税課税最低限度の引上げ(10→12.5千ポンド、本年度実施)。

ハ. 貯蓄増強措置

国民貯蓄制度(National Savings Scheme)を要旨次のように改正。

- (イ) プレミアム貯蓄債券(Premium Savings Bonds)1人当り保有限度額の引上げ(4月1日実施、1,250→

2,000ポンド)および毎月50千ポンドの新懸賞金の導入(従来は毎週25千ポンドの懸賞金のみ、8月実施)。

(ロ) 契約貯蓄制度(Save As You Earn)の毎月の積立て限度額の引上げ(10→20ポンド、9月実施)。

(ハ) 英国貯蓄国債(British Savings Bonds)の満期(5年)時支払非課税プレミアム額の引上げ(2→3%、5月発行分から実施)。

(カ) 国民貯蓄証券(National Savings Certificate)の1人当り保有限度額の引上げ(500→1,000ポンド、4月実施)。

ニ. 年金制度改革措置

(イ) 老齢年金基本支給額の引上げ(独身者週当たり5→6ポンド、既婚者同8.10→9.70ポンド、9月実施)。

(ロ) 国民保険制度(National Insurance)の労使負担額の引上げ(上記(イ)に伴う要資560百万ポンドのうち、財政負担分は18%のみ)。

(2) 税制改革案の内容

今後2年間のうちに税制の全面的改革を進める。改革案の骨子次のとおり。

イ. 所得税および付加税(Surtax)を一本化し、単一累進課税とともに、課税方法の簡素化、徵税方法の能率化を図る。1973年4月以降全面実施の予定。

ロ. 社内留保利潤と社外配当利潤に対する課税率の均等化を主要な目的として法人税を改革、明年立法化的予定。

ハ. 選択的雇用税および購買税を1973年4月以降全廃、これらに代え付加価値税(Value Added Tax)を導

英國の統合基金予算

(単位：百万ポンド)

	1970年度		1971 年度 予算	増減率(%)	
	当 初 (a)	実 績 (b)	予 算 (c)	(c)/(a)	(c)/(b)
経常歳入(A)	16,124	15,841	16,762	4.0 (7.4)	5.8 (5.6)
うち租税	15,582	15,313	16,217	4.1 (7.7)	5.9 (5.8)
経常歳出(B)	13,526	14,084	14,446	6.8 (7.8)	2.6 (5.5)
うち国防費	2,280	2,480	2,545	11.6 (0.6)	2.6 (3.4)
民生費	11,246	11,604	11,901	5.8 (9.3)	2.6 (5.9)
統合基金収支じり (A)-(B)	2,598	1,757	2,316	△10.9 (5.7)	31.8 (6.3)

(注) 増減率のカッコ内は、1970年度当初予算の前年度当初予算および同実績に対する比率。

英國の国家貸付基金予算

(単位・百万ポンド)

受取	1970年度実績 見込み			支払			1971年度実績 見込み		
	1970年度予算	1971年度予算	前年度比増加率(%)	1970年度予算	1971年度予算	前年度比増加率(%)	1970年度予算	1971年度予算	前年度比増加率(%)
貸付利子収入および英蘭銀行発行部納付金等	1,457	1,570	7.8	国債利子等支払 うち対国有企业 対地方公団体等	1,457 704 853	1,570 982 1,070	7.8 39.5 25.4		
統合基金黒字額の繰入れ	1,757	2,316	31.8						
合計 (A)	3,214	3,886	20.9	合計 (B)	3,014	3,622	20.2		
				収支じり (A) - (B)	200	264	32.0		

減税額の内訳

(単位・百万ポンド)

	初年度	平年度
所得税	- 184.25	- 279
うち子女扶養控除引上げ	- 163	- 207
高所得層の勤労所得基礎控除引上げ	- 16	- 38
配偶者所得の強制的合算課税廃止	0	- 12
未成年者投資所得の両親所得との合算課税廃止	0	- 15
その他	- 5.25	- 7
法人税率引下げ	- 55	- 105
選択的雇用税率引下げ	- 290	- 245
(徴収額)	(- 708)	(- 998)
(還付額)	(+ 418)	(+ 753)
相続税率引下げ	- 10	- 20
その他の	- 6.75	- 22.75
合計	- 546	- 671.75

入。

(3) 金融政策

イ. 銀行貸出の増加率は、当面、四半期当たり2.5%程度とする。

ロ. 潜在経済成長力(年率3%と推定)に見合った経済拡大を実現するため、通貨増発率を当面は四半期当たり約3%とする。

ハ. 近い将来、現行の銀行貸出規制に代え、より弾力的かつ包括的な金融調節手段を採用する。

(4) 為替管理の緩和

現行の為替管理制度を次のとおり改め、非スターリ

ング圏向け直接投資規制を若干緩和する。なお、豪州、ニュージーランド、アイルランド、南アのスターリング圏内4か国に対する投資自主規制(66年5月実施)は継続。

イ. 優遇扱い投資(注1)の資金調達に際し、公的外貨準備の使用が認められる限度額を引き上げる(50千ポンドまたは投資総額の50%のうちいずれか大きいほう→250千ポンドまたは同50%のうちいずれか大きいほう)。

ロ. 上記優遇扱い以外のすべての認可済み投資について投資通貨(注2)(Investment Currency)の使用および現物出資を認める。

ハ. 外貨借り入れによって投資がまかねられた場合、その投資によって英國の外貨受取りが増大したと認められる範囲内であれば、いつでも英國の公的外貨準備をもって当初の借入れを返済することができる(従来は、公的外貨準備による返済は5年以内には認められなかった)。

ニ. 海外非スターリング圏にある子会社の留保利潤中からの現地再投資については、こうした子会社が二つ以上ある場合、そのすべての利潤を合計した額の3分の1をこえなければよいとされる(従来は、各所在国ごとに規制されていた)。

(注1) 従来の非スターリング圏向け直接投資は、次のように3種類に分けられ、それぞれ異なる規制に服していた。

投資の種類	投資のために使用を許される資金源
(1) 18ヶ月以内に原投資額に匹敵する外貨流入をもたらし、かつそれが継続すると見込まれる投資(super-criterion projects)	① 公的外貨準備 ② 投資通貨(Investment Currency) ③ 外貨借り入れ ④ このほか、投資財等現物を左の投資に充当できる
(2) 投資額が25千ドル以下のものおよび25千ドルをこえる投資であって、2~3年内に原投資額に匹敵する外貨流入をもたらし、かつそれが継続すると見込まれる投資(normal-criterion projects)	① 投資通貨 ② 外貨借り入れ ③ このほか、投資財等現物を左の投資に充当できる
(3) 投資額25千ドル以上のその他の投資(non-criterion projects)	長期(5年以上)外貨借り入れ

本文中の「優遇扱い投資」は上表の(1)をさす。なお、今次措置(上記ロ、ハ)により上表の(2)、(3)の区別は撤廃された。

(注2) 投資通貨(Investment Currency)市場とは、ポンド圏外通貨表示外国証券の売買取引およびポンド圏外向け直接投資・同投資資産処分に伴う外貨取引の市場。

同市場での外貨相場は通常一般外貨為替市場でのそれに比し割高となる。

◇英国、貸出規制の緩和

上記蔵相予算演説において貸出規制緩和が発表されたが、これに統いて英蘭銀行が発表したところによれば、その細目は次のとおり。

- (1) 本年6月央におけるロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行の国内民間部門および海外に対するポンド建貸出残高(ただし固定金利による輸出、造船関係特別貸出を除く)を、基準時点(70年3月央)の貸出残高の7.5%増以内とする。その他の銀行については同9.5%以内とする。ただし、消費関連個人貸出等は極力抑制することが望ましい。
- (注) 従来の規制(70年4月実施)は、70年3月央以降1年間のポンド建貸出の増加率を、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行については5%以内、その他銀行については7%以内としていた。
- (2) 銀行のポンド建アクセプタンスについても上記(1)と同率の増加規制を適用する。
- (3) 主要割賦販売金融会社も71年6月末における貸出残高を、基準時点(70年3月末)の貸出残高の7.5%増以内とする。
- (4) 今回の貸出規制の適用期間はとりあえず本年6月までとする。6月以降の規制措置は未定であるが、銀行および割賦販売金融会社は、6月以降の貸出を増加させるような約定を避けることが望ましい。

◇英国、公定歩合を引下げ

英蘭銀行は4月1日、公定歩合の即日1%引下げ(7.0→6.0%)を決定した。前日の西ドイツの利下げ(6.0→5.0%)に続くものであるが、上記銀行貸出規制の緩和とあわせ、海外金利低下の機をとらえて金融引締め政策の緩和に踏み切ったものとみられる。

公定歩合引下げにあたっての英蘭銀行発表文次のとおり。

「海外金利は数か月にわたり低落を続けていたが、ごく最近いっそうの低下をみた。本日の公定歩合変更は、この動きに即し、内外金利差のいっそうの拡大を避けようとの意図に基づく。こうした海外金利の低下は大臣がすでに予想していたところであり、公定歩合引下げは、予算演説に示された国内金融政策運営の方針に沿うものである。」

◇英國政府、英蘭銀行に関する国有産業特別委員会勧告をほぼ全面的に採用

英國下院の国有産業特別委員会(Select Committee on Nationalised Industries)は昨年5月28日、「英蘭銀行に関する報告書」(注1)を議会に提出して同行の経理公開等

の勧告を行なったが、バーバー蔵相はこれにこたえるかたちで本年3月25日、「英蘭銀行に関する白書」を議会に提出、政府および英蘭銀行は特別委員会の主要な勧告をほぼ全面的に受け入れる旨明らかにした。

同白書のおもな内容は次のとおり。

- (1) 特別委員会の勧告した英蘭銀行の経理の公開(public accountability)については、英蘭銀行自身すでに勧告に従う意向を表明しているので、今後同行年報において年間経理報告を行なうこととする(7月発表予定の年報において、本年2月に終わる年度分が発表される)。
- (2) 同行の店舗新增設等の資本支出計画は、他の国有企業と同様、投資審査を受けるべきであるとの勧告については、英蘭銀行は原則的にこれに同意しており、今後毎年、5年間にわたる投資計画を大蔵省に提出し、両者で検討することとする。
- (3) 同委員会の勧告に従って、今後政府は、同行が政府のために行なった為替管理、為替平衡操作、国債管理に要した全費用を支払うこととし、本年3月からこれを実施する(従来政府が英蘭銀行に支払う手数料は、同行の費用を全額カバーしてはいない)。
- (4) 取決めに基づく準備金と運転資金(注2)(working capital)の積立て後、銀行部純益金を全額国庫に納付すべきであるという勧告については、政府・英蘭銀行ともこれに同意し、第1回分として今半期(本年3~8月)の利益金納付を本年10月5日に実施する。

(注1) 特別委員会の勧告には、上記4点のはか、次の3点が含まれている。

- (1) 英蘭銀行はその所管事項につき、将来設けられる国有産業委員会(Nationalised Industries Committees)の審査を受けるべきである。
 - (2) 英蘭銀行が政府と一緒に行なう業務について、大蔵省の活動とともに、経済問題特別委員会(Select Committee on Economic Affairs)が審査をすべきいかを検討する必要がある。
 - (3) 英蘭銀行の非常勤理事の割合を縮小すべきである。
- (注2) 現在、銀行部利益金のうち、準備金(証券投資から生ずる資本損失、店舗新增設等の資本支出、救済融資等に充当)および運転資金(政府のためのサービス、統計・情報サービスおよび一般銀行業務等の費用に充当)の積立てを行なった後の純益金は、英蘭銀行理事会の自由処分にゆだねられている。なお、銀行部の純益金は全額国庫納付。

◇西ドイツ、公定歩合の引下げ等

1. ブンデスバンクは3月31日の定期理事会において、次のとおり公定歩合の1%引下げ、手形再割引枠の削減および対非金融機関売りオペ積極化の方針を決定した。

- (1) 公定歩合を6%から5%へ、債券担保貸付金利を7.5%から6.5%へそれぞれ引き下げ、4月1日から実施する。

これにより、公定歩合は69年9月10日以前の水準に

復した。なお、1%の大幅な引下げは60年11月11日(5.0→4.0%)以来である。

(2) 手形再割引枠を10%削減する(実施は4月1日から)。ただし既往持込み分の決算のための猶予期間を6月末までとする。

(注) 再割引限度枠は金融機関の自己資本(準備金を含む)の一定倍率を基準に定められているため、自己資本の増加に伴って自動的に拡大する。したがってこれを調整する意味で数年ごとに枠の削減が行なわれてきたが、その時期についてはこれまで主として金融引継ぎ期が選ばれている(前回は69年7月に実施、44年4月号「要録」参照)。枠の計数は公表されないが、今回は総額230億マルクから約210億マルクに削減された模様。

(3) 売りオペの活発化

定例理事会で決定されたのは方針のみであったが、その後同行役員会(Direktorium)において具体策が次のように決定された。

非金融機関のうち從来から取引のあった社会保険機関(約30)を対象に以下の方方に従い売りオペを行なう。

対象証券	割引国庫債券(期限6か月~2年)
売却レート	通常のオペ・レートの0.5%高
売買条件	買手は償還期まで当該債券を保有することを要し、ブンデスバンクは償還期前の買戻しを行なわない(通常のオペの場合、ブンデスバンクはいつでも同行の公示するレートで買戻しに応ずる)。

2. 本措置に関するブンデスバンクの発表文次のとおり。「今次公定歩合引下げにより、從来西ドイツ国内の短期金融市場とユーロ・ドラー市場との間にみられた大幅な金利差は縮小し、外資流入誘因は減少するであろう。当理事会としては、現在の国内経済情勢、とくに物価の動向は金融政策の緩和を許すような状況にはないと考えて

ブンデスバンクの売りオペ・レート

(年率・%)

大蔵省証券			
30~59日もの	4%	(5%)	
60~90日 ウ	4%	(5%)	
割引国庫債券			
6か月 もの	5%	(6%)	
1年 ウ	5%	(6%)	
1年半 ウ	5%	(6%)	
2年 ウ	5%	(6%)	
儲蓄機関証券			
30~59日もの	4%	(5%)	
60~90日 ウ	5	(6)	

(注) カッコ内は旧レート。

いる。今回、最近1年間に大幅な自然増をみた再割引枠を削減するとともに、公開市場操作の活発化を図ることとしたのも、このような見方に基づくものである」。

3. ブンデスバンクは、上記公定歩合引下げ措置と並行して、4月1日、政府短期証券の売却レートを一律1%引き下げた。なお、このうち割引国庫債券は、前回(70年12月3日)の公定歩合引下げ以来、市場実勢に追随して4回にわたって変更されている(新レートは別表のとおり)。

◇西ドイツ、連邦郵便中期債を発行

ブンデスバンクは、2月16日発行の連邦中期債(3月号「要録」参照)に次いで、3月23日に7%利付連邦郵便中期債(Kassenobligationen der Deutschen Bundespost)を募集した。発行方式は入札公募、発行額は140百万マルクである。

期間別発行額および入札レートは次のとおり。

期 間	発 行 額	入札レート (応募者) (利回り)	ブンデス バンクの 提示した 最低価格	(同最高) (利回り)
3年	60	7.80	98%	7.80
3.5	60	7.83	98	7.83
4	20	7.82	97%	7.82

◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランス銀行協会は、3月10日、短期貸出基準金利を7.25%から7.0%に引き下げたが、続いて4月6日には同金利をさらに0.4%引き下げるとともに、中期貸出(設備関係再割非適格)金利を0.25%引き下げ即日実施した。

これは、本年1月下旬以降金融市場の金利が一段と軟化し、銀行の資金調達コストが低下してきているためである。

新金利は次のとおり(カッコ内は旧金利)

4月6日 3月10日

(1) 短期貸出金利(基準金利)	6.60%	7.0 % (7.25%)
ただし輸出関係分	6.70%	6.70% (6.70%)
(2) 中期貸出金利(5年もの)		
設備関係		
フランス銀行再割適格	8.60%	8.60% (8.60%)
同 非適格	9.10%	9.35% (9.35%)
輸出関係		
E E C諸国向け	7.0 %	7.0 % (7.0 %)
同 域外向け	8.5 %	8.5 % (8.5 %)

◇フランス、新準備預金制度を発動

1. フランス銀行は4月1日、さきに発効(3月21日)をみた新準備預金制度に基づき新たに貸出の一部に準備率(0.25%)を適用するとともに、預金準備率を0.25%引き下げ、次のとおり実施した(カッコ内は旧準備率)。

(1) 貸出準備率

本年1月5日現在の貸出残高の80%を超える部分につき 0.25%(新設)

(2) 預金準備率

要求払債務	7.25% (7.50%)
通帳預金	2.25% (2.50%)
外国銀行勘定	2.25% (0)

2. 今回の決定についてフランス銀行では、貸出準備率の設定は市中貸出抑制の意図から出たものでなく、新制度をできるだけ早く実施するために採られたものであり、このため同準備率を0.25%の低率にとどめると同時に預金準備率を引き下げ、金融機関の負担が全体として変わらぬよう配慮したと説明している。

◇イタリア、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は4月2日、公定歩合(商業手形割引歩合)の0.5%引下げ(5日実施)を発表した。なお、食糧備蓄機関手形割引歩合およびさる1月11日商手割引歩合据置きのまま0.5%引き下げられた貸付関係金利は据え置かれた。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

商業手形 5.0%または6.5%(注1) (5.5%または7.0%)

食糧備蓄機関手形 3.5% (3.5%)

(2) 貸付

通常貸付 5.0% (5.0%)

債券担保特別短期貸付 5.0%~6.5%(注2)

(5.0~6.5%)

(注1) 当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)の商業手形再割引額の平均残高が、支払準備積立て所要額の5%をこえる銀行に対しては、6.5%の高率が適用される。

(注2) 同一取引先に対する6ヶ月以内の貸付ひん度に応じ、第1回目については基準レート(5.0%)を適用、第2、第3、第4回目以降については0.5%ずつの累進的罰則金利を課す(それぞれ5.5%、6.0%、6.5%)。

2. 今次措置は、西ドイツ、英国の公定歩合引下げ等海外金利の急速な低下に追随するとともに、昨夏来段階的に実施してきた生産拡大、投資促進のための政策をさらに一步進めようとするものとみられる。もっとも、今回はウェイトの小さい商業手形割引(注)、金利のみの引下げであるため、心理的効果はともかく国内金利に及ぼす影響はさほど大きくなるものとみられている。

(注) イタリア銀行の貸出の構成(1月末現在)

	残高(億リラ)	構成比(%)
商業手形割引	499	3.4
食糧備蓄機関手形割引	9,603	65.4
通常貸付	4,576	31.2
債券担保特別短期貸付	0	0
合計	14,678	100.0

◇スペイン、公定歩合を引下げ

スペイン銀行は、4月5日、公定歩合を0.25%引き下げ6.0%とする(即日実施)旨発表した。同国の公定歩合引下げはさる1月23日の引下げ(6.5→6.25%)に続く本年2度目のものである。

今次引下げにつきスペイン銀行当局は、「最近における海外金利の低下に追随した措置」と説明している。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は、商業銀行および農業銀行に対する市中貸出規制を3~4月間についても継続実施することを決定した。その内容は、①同期間中の対民間貸出平残を1~2月同様70年10~12月平残の2%増以内に、また②4月末の同残高を70年12月末残高比4%増以内に、それぞれとどめるというもので、これについてオランダ銀行は、景気の鎮静化および経常収支の改善をいっそう進めるための措置と説明している。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は4月2日、公定歩合を69年8月4日以降維持してきた戦後最高の水準の6%から1年8か月ぶりに5.5%に引き下げる旨発表した(実施日は5日)。この結果、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

適格商業手形および大蔵省証券	5.5%(6.0%)
----------------	------------

約束手形	6.5%(7.0%)
------	------------

(2) 貸付

個人・私企業向け	7.5%(8.0%)
----------	------------

その他向け	6.5%(7.0%)
-------	------------

2. 同行のジルストラ総裁は、「今回の引下げは国際的な金利低下とオランダへの外資流入に対処したもの(注)である。銀行貸出等国内信用の増加に対する抑制は引き続き堅持されよう」と語り、4月1日実施の西ドイツ、英国の大幅利下げに対する純然たる追随引下げである旨を明らかにした。

(注) 昨夏來の流入外貨は25億ギルダー(約7億ドル)。なお、オランダでは景気の鎮静化、物価・賃金上昇の抑制および経常収支の改善を図るため、69年1月來の貸出増加額規制を継続する一方、物価凍結(69年4月以降)および賃金統制(70年12月以降)を実施中である。

オランダの主要経済指標

	1969年	1970年				1971年
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1月
鉱工業生産指数*(1963年=100)	161 (12.6)	175 (9.4)	171 (11.8)	174 (10.8)	178 (9.9)	177 (6.6)
○失業者数*(月平均、千人)	53 (68)	47 (53)	47 (54)	47 (54)	45 (53)	46 (51)
賃金指数(1963年=100)	177 (9.3)	196 (10.7)	189 (9.9)	195 (10.2)	200 (11.7)	201 (12.3)
小売売上高指数*(1963年=100)	163 (8.7)		172 (10.3)	177 (8.6)	180 (9.1)	
卸売物価指数(注)(1963年=100)	115 (△ 2.5)		119 (4.4)	120 (5.3)	120 (5.3)	
消費者物価指数(1963年=100)	135 (7.1)	141 (4.4)	138 (3.4)	140 (3.5)	143 (5.3)	144 (5.6)
輸出(F O B)月平均	830 (19.4)	981 (18.2)	940 (23.0)	958 (16.5)	1,013 (17.8)	1,022 (16.0)
輸入(C I F)万ドル	916 (18.3)	1,116 (21.8)	1,030 (23.6)	1,105 (21.8)	1,125 (20.8)	1,206 (21.3)
○貿易収支	△ 86 (△ 79)	△ 136 (△ 86)	△ 90 (△ 69)	△ 147 (△ 85)	△ 112 (△ 71)	△ 183 (△ 114)
○金・外貨準備(未残高、百万ドル)	2,529 (2,463)	3,234 (2,529)	2,670 (2,408)	2,683 (2,366)	2,989 (2,365)	3,234 (2,529)
						3,339 (2,675)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率、○印は実数。

2. * 印は季節調整済み計数。

資料: OECD, Main Economic Indicators.

◇オランダ、物価凍結措置を延長

オランダ政府は、3月9日、現行の物価凍結措置の期限(3月16日)を当分の間延長すると発表した。

オランダでは69年4月以来物価凍結策が実施されている——その後一部緩和(70年8月、45年9月号「要録」参照)など実際の運用はかなり弾力化——が、物価は政府の見込みを上回って上昇を続けており、ここで凍結措置を停止すると物価の急騰を招くおそれがあるため、政府は延長に踏み切ったものとみられている。

なお、政府の同措置実施権限はさる70年11月5日、「向こう1年間に限って」更新されたものである。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

ベルギー国民銀行は、3月24日、公定割引歩合を0.5%(6.5→6.0%)、その他金利を1%それぞれ引き下げる(翌25日実施)とともに、これによる緩和効果を相殺するため、3月末に期限切れとなる市中貸出規制を9月末まで延長し、かつ各銀行の再割引限度枠を削減することを決定した。

同行の説明によれば、今回の金利引下げは頃来の海外金利低下に伴う短資流入抑制のためのものであり、貸出規制の継続ならびに再割引枠の削減(本年2月末現在の限度枠を約10%削減)は物価、資金の上昇傾向にかんがみ採られた措置である。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

銀行引受手形および輸出・輸入関係手形 6.0%(6.5%)
その他の手形 7.5%(8.5%)

(2) 貸付

期間130日以内のTBおよび国債基金証券担保 7.0%(8.0%)

期間130日超366日以内のTBおよび国債基金証券担保 7.25%(8.25%)

その他の公債担保 7.5%(8.5%)

なお、割引のうち「その他の手形」の割引歩合および貸付金利を1.0%引き下げるのは、国内金融市场の金利がこれらの金利により強く結びついていることを考慮したものである。

◇デンマーク、物価統制に関する法律を制定

デンマークの下院は4月1日、政府提案の物価統制に関する法律を可決した(発効は4月3日)。同法は、70年10月12日以降実施されていた物価凍結措置(45年11月号、46年3月号「要録」参照)に代わるものである。

なお、物価統制措置は從来ことごとく議会の承認を要したが、新法によりその実施または廃止は商務大臣の権限とされた。

新法に定められた物価統制の主たる内容は次のとおり。

(1) 物価の統制……製造業、卸・小売業の価格引上げは、①2月28日以降の原材料、保険、輸送等の値上げに伴うコスト上昇分および②生産性向上を目的とする設備投資に伴う減価償却相当分に限って認める。ただし、電話・電気・ガス代金等公共料金については9月1日まで從来の物価凍結措置を適用する。

- (2) 配当の規制……3月17日以降、①配当所得の税率を従来の30%から40%に引き上げるほか、②配当総額を自己資本の5%または資本金の6%以内に規制する。
- (3) 賃金の統制……政府は協定外賃金を規制することができる。当面の措置として、生計費スライド条項(注)に基づく調整の度数を従来の年3回から年2回とする(将来は漸次廃止の方針)。

(注) 1964年に導入。デンマークにおける賃金協定は2年ごとに更され、この間年3回、生計費指数にスライドした賃上げ調整が行なわれていた。

◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

1. リクスパンクは、3月18日、69年7月11日以来据え置いてきた公定歩合(非金融機関向け手形割引金利、2月号「要録」参照)を0.5%引き下げて6.5%とする(実施は翌19日)旨発表した。

リクスパンクは発表文の中で、「今回の措置は最近の海外金利動向、国内経済活動の落着き、69年来の金融引締めの効果顕現等の諸事情を勘案して決定された」と説明している。

スウェーデンの主要経済指標

	1969年	1970年				1971年 1月
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
鉱工業生産指数*(1963年=100)	145 (8.2)	158 (9.0)	155 (8.4)	161 (8.8)	157 (6.1)	161 (4.5)
○失業者数*(月平均、千人)	29.9 (33.4)	29.5 (29.9)	27.3 (31.6)	27.8 (29.8)	31.6 (30.4)	31.3 (27.6)
賃金指数(1963年=100)	160 (8.1)	181 (13.1)	175 (13.6)	185 (16.4)	180 (13.9)	185 (10.8)
銀行貸出(未残高、億クローネ)	342 (0.5)	349 (2.0)	354 (△3.4)	343 (△6.4)	343 (△4.3)	349 (2.0)
卸売物価指数(製造業、1963年=100)	119 (5.3)	127 (6.7)	125 (7.8)	127 (8.5)	128 (7.6)	128 (4.9)
消費者物価指数(1963年=100)	126 (2.7)	135 (7.1)	132 (5.9)	134 (6.7)	136 (7.3)	138 (8.1)
輸出(F.O.B.)	月平均	474 (15.3)	565 (19.2)	525 (14.4)	555 (20.9)	579 (21.1)
輸入(C.I.F.)	百万ドル	492 (15.2)	584 (18.7)	567 (24.6)	602 (20.6)	577 (13.6)
○貿易収支	△18 (△15)	△19 (△18)	△42 (4)	△48 (△31)	3 (△29)	5 (△13)
○金・外貨準備(未残高、百万ドル)		696 (815)	762 (696)	654 (754)	645 (591)	671 (546)
					762 (696)	837 (745)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率、○印は実数。

2. * 印は季節調整済み計数。

資料：OECD, Main Economic Indicators.

2. スウェーデン経済は、69年来の金融・財政面からの需要抑制策が奏功し、70年央以降鎮静化の過程をたどっている。経済成長率(実質)は70年の4.0%から71年は3%弱に鈍化すると予測され、とくに最近では、民間設備投資の後退および輸入の鈍化に基づく经常収支の好転が目だっている。こうした情勢からリクスパンクは、今次公定歩合引下げに先立ち、①市中貸出規制の廃止、②リクスパンクの対金融機関貸出金利の引下げ、など一連の景気緩和措置を打ち出していた(2月号「要録」参照)。

もっとも、賃金・物価のスパイク的上昇は改まっておらず、政府は70年10月來、賃上げ圧力の回避をねらって物価凍結措置(45年11月号「要録」参照)を実施している。

◇スウェーデン、物価凍結措置を延長

スウェーデン政府は、現行の物価凍結措置(70年10月12日以降全面実施、45年11月号「要録」参照)の期限(71年3月末日)を当分の間延長することとした。延長の理由として商務省では、①凍結解除による物価急騰のおそれがあること、②賃金改訂交渉が引き続き難航していること、などを指摘している。

なお、同措置は、さる2月11日に一部緩和が実施され(3月号「要録」参照)、また凍結対象品目が実質的には個人消費支出の60%をカバーするにすぎないとされることがあることから、その効果に疑問をいただく向きも多いと伝えられる。

◇南ア、公定歩合を引上げ

1. 南アフリカ準備銀行(中央銀行)は3月30日、公定歩合引上げを含む次の3措置を発表した(実施はすべて3月31日から)。

(1) 公定割引歩合の引上げ(5.5→6.5%)。

(2) 商業銀行に対する追加的現金準備保有義務(1968年3月以来の短期債務増加額の7%)の免除。

(3) 国債金利の改訂(表面金利を1%引上げ。3年もの年利5.5→6.5%、20年もの7.5→8.5%)。

2. 最近の南ア経済は、消費を中心とした需要の伸びが著しく、

景気過熱の様相を呈しており、国際収支も悪化の傾向にある。このため、国内流動性がひっ迫しており、市中金利はかなり上昇している。上記措置は、このような情勢に対処するため採られたものとされている。

大洋州諸国

◇豪州、産業開発金融公社を設立

豪州政府は、資源開発と工業化の急進展に伴い開発金融体制を強化するため、本年2月、産業開発金融公社(Australian Industry Development Corporation)を設立した。

- (1) 資本金 100百万豪ドル(全額政府出資)
- (2) 本店 キャンベラ
- (3) 役員会 総裁および理事(5~11人)で構成する理事会
- (4) 目的 商業、工業、鉱業の発展を促進するため、企業に対して投融資を行なう。
- (5) 資金調達 上記資本金のほか、海外からの借入れ(資本金および準備金の5倍まで)による。なお、国内借入れは1年以内とし、準備銀行の定める金額の範囲内。

なお、同国には、すでに連邦開発銀行(Commonwealth Development Bank of Australia、1960年設立、資本金61.7百万豪ドル、全額政府出資)のほか、

8大商業銀行の共同出資による豪州資源開発銀行(Australian Resources Development Bank、1967年設立、資本金3百万豪ドル)があるが、大規模な開発資金をまかなうには十分でないため、これを補完する見地から本公社を設立するに至ったものである。

共産圏諸国

◇本年度日中覚書貿易取決めの調印

2月15日から北京で行なわれていた日中覚書貿易継続交渉は、比較的短期間のうちに合意に達し、3月1日に調印の運びとなった。この結果、日中覚書貿易は、前年に引き続きさらに1年間の延長が決定した。

本年の取決め額は、往復約70百万ドルと昨年並みにとどまり(昨年の日中貿易総額823百万ドルに占める覚書貿易の比率8%)、品目別にみると、輸出では肥料、鉄鋼等が減少し、一方輸入では、大豆が増加したほか、銅料用とうもろこしが3年ぶりに計上されたものの、原料炭、鉄鉱石等に対するわが国の買付け希望は入れられなかった模様である。

一方、従来になく早期に妥結した理由としては、中共側が第4次5か年計画推進のため経済建設資材の輸入を急いでいることなどが指摘されており、日中貿易全体としては本年も若干の拡大が見込まれている。